

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 第3070115176号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス・福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望の沿った「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成する
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族と指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握する
- 必要に応じて事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更する

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」とであると認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 サンプレラ
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市酒津 2 7 4 7 - 1
(3) 電話番号 0 8 6 - 4 7 6 - 2 8 3 3
(4) 代表者氏名 代表取締役 日笠 伸之
(5) 設立年月日 2 0 1 5 年 9 月 1 6 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ、自立した生活が送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
(3) 事業所の名称 ケアプランセンター クローバー
(4) 事業所の所在地 岡山県岡山市中区原尾島 3 - 6 - 8
(5) 電話番号 0 8 6 - 2 7 3 - 0 0 7 7
(6) FAX 番号 0 8 6 - 2 7 3 - 1 1 7 7
(7) 事業所長（管理者）氏名 香西 親（こうざい ちかし）
(8) 当事業所の運営方針
1. 利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者や地域包括支援センターとの連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとします。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとします。
- (9) 開設年月 2 0 1 7 年 1 2 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域：岡山市 倉敷市 総社市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金 ※12月30日～1月3日は休み
営業時間	月～金 8:30～17:30（営業時間外でも相談業務は受付ます。）

24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を確保しています。

4. 従業員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する従業員として、以下の職種の従業員を配置しています。

- (1) 管理者：常勤1名（兼務）
事業所を代表し、業務の総括の任務にあたります。
- (2) 介護支援専門員：常勤1名以上
- イ 運営方針に基づく業務にあたります。
 - ロ 指定居宅介護支援の提供に当たる当該常勤の介護支援専門員の配置は、利用者40名に対し1名を標準とし、利用者の数が45名又はその端数を増すごとに増員することとします。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

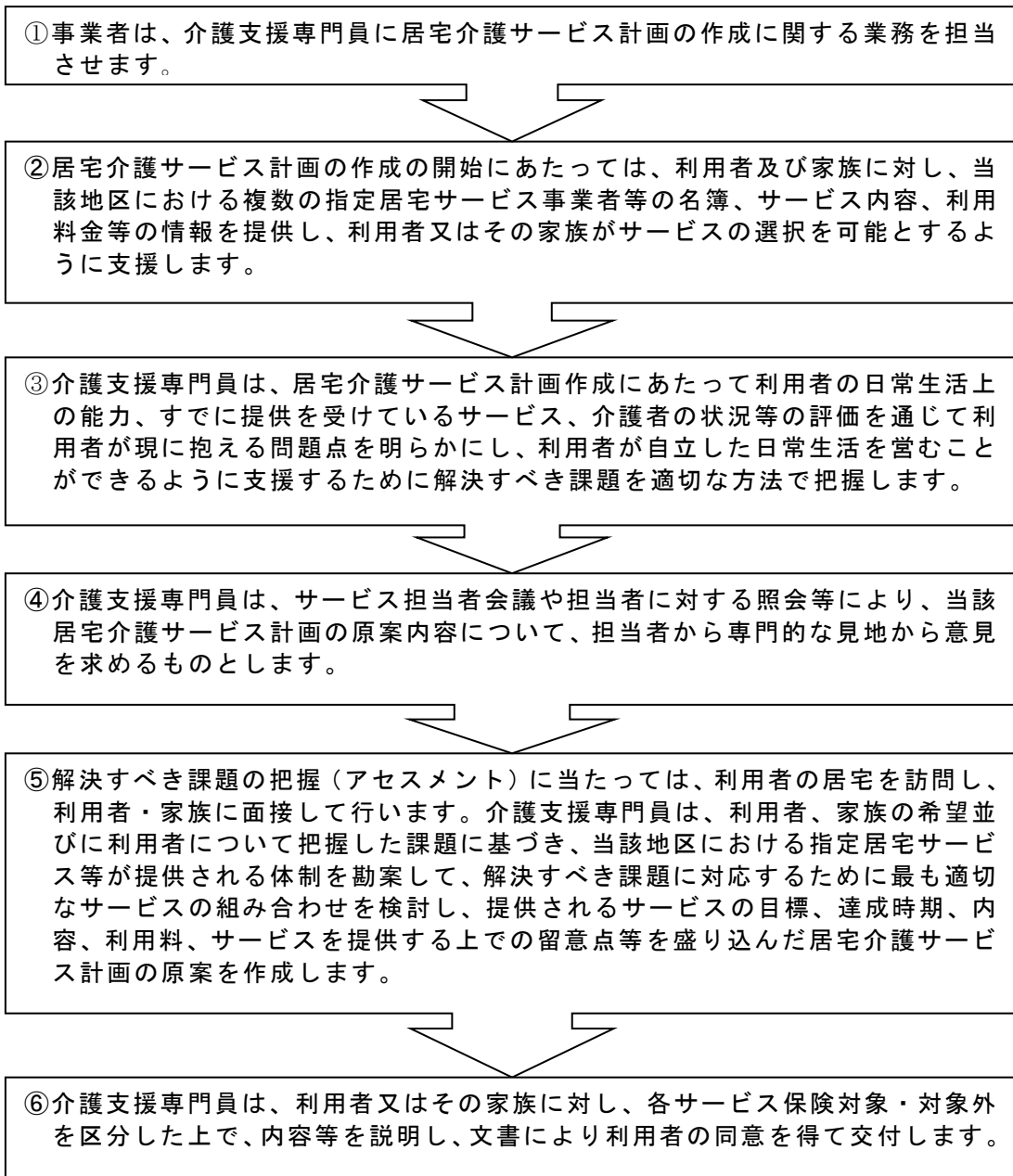
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、国が定めた課題分析標準項目を満たしたアセスメント表を使用し、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② サービスの実施状況の継続的な把握、評価

- イ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後についても、居宅サービス計画の実施状況の把握及び継続的な利用者の課題把握（アセスメント）を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
- ロ) 実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者・家族や事業者等との連絡を継続的にを行います。利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問して面接するとともに、1ヶ月に1回はモニタリングの結果を記録します。

③ 居宅サービス計画の変更

変更にあっても、作成時と同様の一連の業務を行います。

④ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービス利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を提示します。（別紙参照）

⑤ 病院又は診療所への入院の支援

介護支援専門員は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、その加療及び療養が円滑に行われるよう、当該病院又は診療所に対し、利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供します。

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者または家族より、当事業所が担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所にお伝えください。

⑥ 介護保険施設への紹介等

イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼のあった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）＜居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所＞

居宅介護支援費（ⅰ）＜取扱件数が45件未満＞

要介護1・2 11,088円／月

要介護3・4・5 14,406円／月

居宅介護支援費（ⅱ）＜取扱件数が45以上60未満の場合＞

要介護1・2 5,554円／月

要介護3・4・5 7,187円／月

居宅介護支援費（ⅲ）＜取扱件数が60以上である場合＞

要介護1・2 3,328円／月

要介護3・4・5 4,308円／月

※(ⅱ)(ⅲ)については40以上の部分について算定

居宅介護支援費（Ⅱ）

＜一定の情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている事業所＞

居宅介護支援費（ⅰ） ＜取扱件数が５０件未満＞

要介護１・２ １１，０８８円／月

要介護３・４・５ １４，４０６円／月

居宅介護支援費（ⅱ） ＜取扱件数が５０以上６０未満の場合＞

要介護１・２ ５，３８０円／月

要介護３・４・５ ６，９７３円／月

居宅介護支援費（ⅲ） ＜取扱件数が６０以上である場合＞

要介護１・２ ３，２２６円／月

要介護３・４・５ ４，１８６円／月

※（ⅱ）（ⅲ）については４５以上の部分について算定

初回加算 ３，０６３円／回

入院時情報連携加算

入院時情報連携加算（Ⅰ） ２，５５２円／月

入院時情報連携加算（Ⅱ） ２，０４２円／月

退院・退所加算

連携１回 カンファレンス参加 無 ４，５９５円／月

カンファレンス参加 有 ６，１２６円／月

連携２回 カンファレンス参加 無 ６，１２６円／月

カンファレンス参加 有 ７，６５８円／月

連携３回 カンファレンス参加 有 ９，１２９円／月

通院時情報連携加算 ５１０円／月

緊急時等居宅カンファレンス加算 ２，０４２円／回

ターミナルケアマネジメント加算 ４，０８４円／回

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の９５％を算定

※利用料金は、厚生労働省が示す介護報酬の変更に伴い、変更される場合があります。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）事故発生時の対応

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供より事故が発生した場合には速やかに主治医、ご利用者の家族（緊急時の連絡先）、必要に応じて市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとします。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。

７．秘密保持

本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう、雇用契約の内容としています。

8. 個人情報提供について

居宅サービス計画書及び調査票に記載された内容等を、ご利用者がサービスの提供を受けるために必要な限度で、当事業所が個人又はその家族に関する情報を、サービス担当者会議等において用いることがあります。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔職名〕 介護支援専門員（管理者）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

○電話番号 086-273-0077

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市事業者指導課 TEL 086-212-1012

FAX 086-221-3010

岡山市介護保険課 TEL 086-803-1240

FAX 086-235-3711

岡山県国民健康保険団体連合会 TEL 086-223-9101

FAX 086-223-9105

(3) 苦情処理簿の取り扱いについて

苦情処理についての成果等を台帳に記録し、終結後5年間保管します。

本書面に基づいて株式会社サンプレラから重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

また、サービスの提供を受けるために必要な限度で、貴事業所が個人又はその家族に関する情報を、担当者会議等において用いることに同意しました。

年 月 日

利用者様氏名：_____

身元保証人氏名：_____

※署名または記名・捺印

説明者氏名：_____

重要事項説明書

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

【サービスの利用料金】

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

なお、利用料金は、厚生労働省が示す介護報酬の変更に伴い、変更される場合があります。

- 居宅介護支援費（Ⅰ）＜居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所＞
 - 居宅介護支援費（ⅰ） ＜取扱件数が45件未満＞

要介護1・2	11,088円／月
要介護3・4・5	14,406円／月
 - 居宅介護支援費（ⅱ） ＜取扱件数が45以上60未満の場合＞

要介護1・2	5,554円／月
要介護3・4・5	7,187円／月
 - 居宅介護支援費（ⅲ） ＜取扱件数が60以上である場合＞

要介護1・2	3,328円／月
要介護3・4・5	4,308円／月
- ※(ⅱ)(ⅲ)については40以上の部分について算定
- 居宅介護支援費（Ⅱ）＜一定の情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている事業所＞
 - 居宅介護支援費（ⅰ） ＜取扱件数が50件未満＞

要介護1・2	11,088円／月
要介護3・4・5	14,406円／月
 - 居宅介護支援費（ⅱ） ＜取扱件数が50以上60未満の場合＞

要介護1・2	5,380円／月
要介護3・4・5	6,973円／月
 - 居宅介護支援費（ⅲ） ＜取扱件数が60以上である場合＞

要介護1・2	3,226円／月
要介護3・4・5	4,186円／月
- ※(ⅱ)(ⅲ)については45以上の部分について算定
- 初回加算 3,063円／回
- 入院時情報連携加算
入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,552円／月
入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,042円／月

裏面に続く

- | | | |
|--------------------------|-------------|--------------|
| ○ 退院・退所加算 | | |
| 連携1回 | カンファレンス参加 無 | 4, 595円/月 |
| | カンファレンス参加 有 | 6, 126円/月 |
| 連携2回 | カンファレンス参加 無 | 6, 126円/月 |
| | カンファレンス参加 有 | 7, 658円/月 |
| 連携3回 | カンファレンス参加 有 | 9, 129円/月 |
| ○ 通院時情報連携加算 | | 510円/月 |
| ○ 緊急時等居宅カンファレンス加算 | | 2, 042円/回 |
| ○ ターミナルケアマネジメント加算 | | 4, 084円/回 |
| ○ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント | | 所定単位数の95%を算定 |

本書面に基づいて株式会社サンプレラから重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

また、サービスの提供を受けるために必要な限度で、貴事業所が個人又はその家族に関する情報を、担当者会議等において用いることに同意しました。

年 月 日

利用者様氏名：

身元保証人氏名：

※署名または記名・捺印

説明者氏名：